抄 録

況をまとめたものがあるが、本稿はそれらの欠を補い、研究の進 少将の補任状況をまとめたもの、将監以下の近衛府官人の補任状 の官人の補任状況を調査・整理したものの一部である ける近衛府の将監・将曹・医師・府生・番長・案主・府掌・近衛 本稿は、 既存の近衛府官人の補任についてはすでに近衛府大将・中将・ 天平神護元年(七六五)から鎌倉中期までの期間にお

展の助けとなることを目指すものである。

西

Щ

史

朗

天平神護元年(七六五)から天仁二年(一一〇九)までの期間の 本稿では、近衛府下級官人補任全体のうち、近衛府が成立した

近衛府将監の補任状況をまとめている。

キーワード 平安期・近衛府・下級官人・補任

# 、近衛府下級官人補任について

る。残りの補任状況については、今後も公表する予定である。 る。そのうち本稿では紙数の関係上、まず天平神護元年(七六五) 番長・案主・府掌・近衛の官人の補任状況を調査・整理したものであ から鎌倉中期までの期間における近衛府の将監・将曹・医師・府生・ 〜天仁二年(一一〇九)までの近衛府将監在職者を掲載することとす 近衛府下級官人補任は、近衛府が成立した天平神護元年(七六五

官人・舎人補任表」は大同二年(八〇七)から長保二年(一〇〇〇) での左右近衛府大将・中将・少将の補任状況を掲載し、「左右近衛府 び「左右近衛府官人・舎人補任表-下級官人・舎人-その(二)」がある。 山晴生「左右近衛府官人・舎人補任表-下級官人・舎人-その(一)」及 者は平安初期から鎌倉初期までの近衛府官人の補任状況について掲載 までの左右近衛府の将監以下の近衛府官人の補任状況を掲載する。 『近衞府補任』は大同二年(八〇七)から建久九年(一一九八)ま 近衛府官人の補任については、市川久編『近衞府補任』ならびに、

れていない。

「大田の近衛府に所属する官人の補任状況については掲載さ近衛府成立以前の近衛府に所属する官人の補任状況については掲載さば、将監以下の近衛府官人の補任状況を掲載するが、掲載時期は長保は、将監以下の近衛府官人については掲載されておらず、後者でするが、将監以下の近衛府官人については掲載されておらず、後者で

理した。

○○)以降の将監以下の近衛府官人の補任状況についても調査し、整「左右近衛府官人・舎人補任表」に掲載されていない長保二年(一○に掲載されなかった将監以下の近衛府官人の補任状況を調査し、また本補任では右記補任のそれぞれの内容を補う形で、『近衞府補任』

従ったものである。

(3) なお本補任では、冒頭にも記したように将監以下の近衛府官人を近衛府大衛府の下級官人と区分している。この区分は笹山氏による近衛府大なお本補任では、冒頭にも記したように将監以下の近衛府官人を近

ていきたい。 大方のご教示、ご批正を乞い、今後更なる内容の充実、確実性を高めかしながら史料の見落としや、内容の錯誤・脱落もあると思われる。

# 一、近衛府と近衛府下級官人

であり、大同二年(八〇七)に従来の近衛府を左近衛府に、中衛府を近衛府は天平神護元年(七六五)に授刀衛を改めて成立した令外官

右近衛府と改めて、左右近衛府が成立した。

府下級官人に就くようになるという実態を指摘する。 府下級官人に就くようでなるという実態を指摘する。 所下級官人に就くようになるという実態を指摘する。 原がそれぞれ左右近衛府いずれかの府に所属し、のちに世襲的に近衛 所下級官人に就くようになるという実態を指摘する。 原がそれぞれ左右近衛府いずれかの府に所属し、のちに世襲的に近衛 のいそれぞれ左右近衛府いずれかの府に所属し、のちに世襲的に近衛 をいそれぞれ左右近衛府いずれかの府に所属し、のちに世襲的に近衛 をいそれぞれ左右近衛府いずれかの府に所属し、のちに世襲的に近衛 をいそれぞれ左右近衛府いずれかの府に所属し、のちに世襲的に近衛 をいそれぞれ左右近衛府いずれかの府に所属し、のちに世襲的に近衛 をいそれぞれをおしてなるという実態を指摘する。

著名な下毛野氏や秦氏などを中心に、平安期の近衛府官人の補任状況 著名な下毛野氏や秦氏などを中心に、平安期の近衛府官人および随身 及び世襲状況について詳細に検討し、各氏族の近衛府官人および随身 で高に中原氏は、主に京都大学附属図書館所蔵の『下毛野氏系図』及 び『秦氏系図』を中心に、両氏のそれぞれの系譜を追って検討している。 くことで随身の存在形態や活動の実態、随身を世襲する氏族として くことで随身の存在形態や活動の実態、随身を輩出する氏族として の関係についても明らかにされた。

に注目した研究も行われている。また、近衛府官人の活動実態について、近衛府の組織運営の在り方

しかし、軍事的意義のみに焦点を当てた笹山氏による近衛府の評価に低下していき、官司としての統一的機能も喪失していったと指摘する。まず笹山氏は、十世紀の朱雀・村上朝期より近衛府の軍事的意義は

かれていたことが明らかにされている。 た、齋藤拓海氏らによって儀礼の運営をはじめとした近衛府運営が行いるで、下向井氏らにより、その視点からの検討が進められ、「宮廷儀氏、齋藤拓海氏らにより、その視点からの検討が進められ、「宮廷儀氏、齋藤拓海氏らによって儀礼の運営をはじめとした近衛府下級官人である年預・庁頭らによって儀礼の運営をはじめとした近衛府下級官人である年預・庁頭らによって儀礼の運営をはじめとした近衛府運営が行める年預・庁頭らによって儀礼の運営をはじめとした近衛府運営が行める年預・庁頭らによって儀礼の運営をはじめとした近衛府運営が行める。それは近衛府の儀礼対して、下向井氏らによる批判的な指摘もある。それは近衛府の儀礼対して、下向井氏らによる批判的な指摘もある。それは近衛府の儀礼対して、下向井氏らによる必要性が記述している。

族による官職世襲の問題については、井上幸治氏が「なぜその氏族が 世襲する問題についても検討の余地が残されていよう。例えば特定氏 外ではない。 する必要があるだろう。家業として技能・知識を世襲的に継承してい その家業を世襲でき、また定着しえたのかという点については、検討 山氏の指摘する近衛府の統一的機能の問題や、特定氏族が近衛官職 った氏族でも、すべてが存続していったわけではない」と指摘する点 活動以外の下級官人の活動実態も明らかにされつつある。 以上のように、 官職を世襲する氏族全般に共通した問題であり、 近衛府の下級官人を対象とした研究が進み、 近衛府官人も例 しかし、 軍事的 箝 を

中世における近衛府の構成及び構成員の活動実態や変化を検討し考察たのか、さらに官司内における官職の世襲状況、世襲要因について、たのか、また組織に所属する各職官人の活動実態はいかなるものであっのか、また組織及び組織内の各職にどのような階層の人物が在職していた

められた官司・官人の役割を明らかにすることができるだろう。人の性質或いは朝廷(貴族社会)・幕府(武家社会)などによって求討することによって、当該期における近衛府の統制の内実や官司・官する必要もあると考える。そして前述の問題について変遷を追って検

て、その前提作業とするものである。びその要因や、官人の世襲状況などを明らかにするという課題を鑑み任の補完を目指すとともに、前述の官司の構成或いは構成員の変化及したがって本補任は、第一章で述べたように、既存の近衛府官人補

### 三、凡例

二年(一一○九)の期間における将監在職者をまとめている。ま・府掌・近衛の官人の補任状況を官職ごとの項目に記したもので主・府掌・近衛の官人の補任状況を官職ごとの項目に記したもので主・府掌・近衛ののうち、将監・将曹・医師・府生・番長・案

②左右近衛府いずれかに所属しているかが不詳の場合は、「左右不詳」の項目にました。また、大同二年(八○七)に「左近衛府」・「右近の項目に記した。また、大同二年(八○七)に「左近衛府」・「右近上「左右不詳」の項目に記した。また、大同二年(八○七)に「左近衛府」・「右近の項目に記した。また、大同二年(八○七)に「左近衛府」・「右近の項目にまとめている。

位階を記載、備考にその内容を記載した。階が不明の場合は一と記載した。加階の記述がある場合は加階後の3人物の表記について、位階が明らかである場合は一内に記載し、位

④在職である、或いはそう思われる場合は「在」、新たに任じられた

を備考欄内先頭に記載した。場合は「任」、すでに死去していることが明らかである場合は「故」

項を備考に記載した。⑤兼官、兼職がある場合は備考に記載した。その他必要と思われる事

⑥出典の記載は(『史料名』年月日)で示し、閏月は○枠で示した。 
⑥出典の記載は(『史料名』年月日)で示し、閏月は○枠で示した。 
をどに収録、掲載されている古記録については、同一人物の日記で 
の名称をそのまま記載したが、群書類従、歴代残闕日記、史料紹介 
の名称をそのまま記載したが、群書類従、歴代残闕日記、史料紹介 
などに収録、掲載されている古記録については、同一人物の日記で 
も、日記の名称がそれぞれ異なる場合が多いため、便宜的に記主の 
も、日記の名称がそれぞれ異なる場合が多いため、便宜的に記主の 
も、日記の名称がそれぞれ異なる場合が多いため、便宜的に記主の 
も、日記の名称がそれぞれ異なる場合が多いため、便宜的に記主の 
も、日記の名称がそれぞれ異なる場合が多いため、便宜的に記主の 
も、日記の名称がそれぞれ異なる場合が多いため、便宜的に記主の 
も、日記の名称がそれぞれ異なる場合が多いため、便宜的に記主の 
は、対して『○○卿記』、「○○公記」と記載した。

(『兵範』)、『山槐記』(『山槐』) (『兵範』)、『山槐記』(『山槐』) (『東京大学教養学部人文学科紀要』六一、一九 大・舎人その(一)-」(『東京大学教養学部人文学科紀要』六一、一九 七五)、「左右近衛府官人・舎人補任表-下級官人・舎人その(二)-」 (『東京大学教養学部人文学科紀要』六六、一九七八)も参照した。 (『東京大学教養学部人文学科紀要』六一、一九 大物の混同が考えられる事例が有り、また姓名いずれかの記載が無 い場合などは、編纂者によって人物ならびに姓名の同定・推定がな されているが、疑問無しとしない部分もある。本補任では『群書系 図部集』、「楽家系図」及び京都大学附属図書館所蔵『秦氏系図』・ 『下野氏系図』所収の諸氏系図、『平安人名辞典-長保二年-』、『平安

考欄にその旨を記載した。 史事典』、『蔵人補任』、『外記補任』も参照し姓名の推定を行い、備 人名辞典-康平三年-上』、『平安人名辞典-康平三年-下』、『平安時代

### 注

- 1 市川久編『近衞府補任 第一』(続群書類従完成会、一 『近衞府補任 第二』(続群書類従完成会、一九九三] 九九二)、 同
- 2 笹山晴生「左右近衛府官人・舎人補任表-下級官人・舎人 その (一) 人」と表記する。 成の補任はまとめて「左右近衛府官人・舎人補任表-下級官人・舎 経学部人文科学紀要』六十六、一九七八)。以下本稿では、笹山氏作 近衛府官人・舎人補任表-下級官人・舎人 その(二)-」(『東京大学 -」(『東京大学経学部人文科学紀要』六十一、一九七五)、同「左右
- 3 記念会編『日本古代史論集』下所収、吉川弘文館、一九六二)、同笹山晴生「平安前期の左右近衛府に関する研究」(坂本太郎博士還暦 ある。近衛府下級官人の補任状況を確認すると、将監以下の下級官 編『奈良平安時代史論集』下、吉川弘文館、一九八四所収)。いずれ 人内においても加階や転任・遷任の昇進状況に差がみられる。 近衛府上級官人に対しての将監以下の近衛府下級官人という区分で 意味合いが大きいと理解される近衛府大将・中将・少将、すなわち ŧ 「左右近衛府上級官人の構成とその推移」(土田直鎮先生還暦記念会 ただしここでの近衛府上級官人・下級官人の区分は、栄誉職的な 『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五)に再収。

官人)、極位を五位或いは六位とする侍品層(下級官人)のうち、 る者もいる。そのため厳密には、極位を四位とする諸大夫層(中級 してのち他官職へ遷任し最終的には従四位下或いは従四位上まで昇 階は五位・六位であり、とくに五位将監は「左近大夫」・「右近大夫」 将監以下の近衛府官人の補任状況を概観すると、将監の帯する位 将監を離任した者)、「大夫将監」と称される。将監を経験

> 位階は正六位上であり、一部の楽人・舞人を除いた将曹経験者は将 監は諸大夫層すなわち中級官人にあたる。また将曹の場合は帯する 監への転任、他官職への遷任例が少ないことから、将曹以下近衛は 侍品すなわち下級官人にあたる。

『続日本紀』天平神護元年甲子(三日)条。

4

- 5 『日本後紀』大同二年四月己卯(二十二日) 条
- $\widehat{6}$ 笹山前掲註(3)。
- 7 北山良雄「平安中・後期の公卿の補任状況」(『古代文化』三九-五、
- 8 って-」(『日本歴史』一八六、一九六三)のち同『日本古代衛府制度 笹山晴生「毛野氏と衛府-高橋富雄氏の『平安時代の毛野氏』をめぐ の研究』(東京大学出版会、一九八五)に再収。
- 9 中原俊章「中世随身の存在形態-随身家下毛野氏を中心にして-」 川弘文館、一九八七)。 (『ヒストリア』 六十七、 一九七五)、同『中世公家と地下官人』(吉
- $\widehat{10}$ 笹山前掲註(3)。
- 下向井龍彦「書評 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』」(『法制史 二〇一一)。また、平安後期以降の府務運営について近衛府庁頭の役 中心として-」(『松江工業高等専門学校研究紀要』三六、二〇〇一)、 九九三)、同「王朝国家期における近衛府大将の役割-『小右記』を 運営の一考察-『小右記』を中心として-」(『史学研究』一九九、一 研究』三七、一九八七)、鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務 衛府庁頭とその職掌」(『史学研究』二七四、二〇一二)がある。 割を中心に述べたものとして、齋藤拓海「院政期から鎌倉初期の近 齋藤拓海「近衛府と競馬」(『広島大学大学院文学研究科論集』七一、
- 12 鳥谷、齋藤前掲註(11)。また、近衛府府務運営や官人の活動実態に 期の衛府活動実態の一端-」(『日本古代学』 五、二〇一三)、「「宿 の政務運営」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集 下巻』 ついての研究として、佐々木恵介「『小右記』における摂関期近衛府 吉川弘文館、一九九三所収)、鈴木裕之「「吉上」について-平安中後

- -」(『史学雑誌』一二五-六、二○一六)がある。「摂関期における左右近衛府の内裏夜行と宿直-夜間警備と貴族認識「摂関期における左右近衛府の内裏夜行と宿直-夜間警備と貴族認識(『明治大学文学部・文学研究科 学術研究論集』五、二○一五)、直・陣見参・月奏」考-左右近衛府の下級官人・職員の勤務管理-」
- 掲註(12))において疑問が提起されている。 期における左右近衛府の内裏夜行と宿直-夜間警備と貴族認識-」(前)近衛府の統一的機能の喪失という評価に対しては、近年鈴木「摂関
- 六)に再収。○○九)のち同『古代中世の文書管理と官人』(八木書店、二○一(4)井上幸治「家業と官職の関係」(『京都市歴史資料館紀要』二二、二
- (5) 石田実洋「東山御文庫本『御産記 寛弘六年十一月』(小右記)の紹(5) 石田実洋「東山御文庫本『御産記 寛弘六年十一月』(小右記)の紹
- 閣出版、二〇〇五)。(16)佐藤宗諄先生退官記念論文集刊行会編『『親信卿記』の研究』(思文
- (17) 木本好信編『江記逸文集成』(国書刊行会、一九八五)。

 $\widehat{18}$ 

一九八一)、同「資料紹介『時範記』永長二年冬上」(『書陵部紀要』)宮崎康光「資料紹介『時範記』承徳三年夏」(『書陵部紀要』三二、

## 三八、一九八七)

19

- 〇一六)。 木本好信「『朝隆卿記』逸文集成稿(一)」(『龍谷史壇』一四二、二
- 『群書系図部集』一~七(続群諸類従完成会、一九七三)。

 $\widehat{21}$   $\widehat{20}$ 

- 辞典-康平三年-下』(和泉書院、二〇〇八)。『平安人名辞典-康平三年-上』(和泉書院、二〇〇七)、同『平安人名(2))槇野廣造『平安人名辞典-長保二年-』(高階書店、一九九三)、同
- )『平安時代史事典』(角川書店、一九九四)。

 $\widehat{23}$ 

- は『蔵人』と略記した。(24)市川久編『蔵人補任』(続群書類従完成会、一九八九)。補任表中で
- (25) 井上幸治『外記補任』(続群書類従完成会、二〇〇四)。補任表中で(25) 井上幸治『外記補任』(続群書類従完成会、二〇〇四)。補任表中で

(にしやま しろう 文学研究科歴史学専攻博士後期課程)

(指導教員:佐古 愛己 准教授)

二〇一七年十月二日受理

## 近衛府下級官人補任表】

_		Г				力				Г	F		V	ATT
					_	下級職					上級職		区分	表①
白丁・仕丁	駕興丁	近衛	府掌	案土	番長	府生	医師	将曹	落門	必必	日本	大将	官職	
				物節		官人		官人	官人	2/12	<b></b> 方		総称	
		従八位~大初位・无位		確認できず		正六位上~従七位	従五位~正六位(正八位)	従五位~従七位(従七位下)	従五位~正六位(従六位上)	従四位下~従五位(正五位下)	正三位~従四位(従四位下)	正・従二位(従三位)	位階	9c~12c における左右近衛府管制表
		$27\sim(400)$	5~	4~	$13\sim(12)$	$20 \sim (12)$	1~(2)	$16\sim(8)$	8~(8)	$4\sim 8(4)$	$2\sim 6(2)$	2(2)	左右合計員数	<b></b> 近衛府管制表
		0	0		0	0		0	(0)		1		随身・権随身   庁頭	
				1		0		0					庁頭	
				1		0			0				年預	

- ・左表は『近衞府補任』、『公卿補任』、各古記録を参照して作成した。
- ・区分の項については、笹山晴生氏『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、1985)における近衛府内における官職格差に関する理解に従って区分している。
- ・位階および左右合計員数項について、それぞれの位階は史料より確認できる位階の範囲を記載し、また左右合計員数については史料から確認できる最低限の人数を記載した。
- ( ) ウは、古藤真平「中衛府・近衛府官員制度の再検討」(角田文衛先生傘寿記念会編「古代世界の諸相」晃洋書房、1993所収)において復元された弘仁格式制時の左右近衛府官員制度の乗校計」(
- なお、9 c 以前の近衛府官職のうち、案主は長徳 4年(998)に、府掌は元慶 5年(881)にみえるのが史料上での初見である。
- ・総称の項は、各古記録において近衛府の各職がそれぞれどのように総称されていたかを記載した。詳しくは佐々木恵介「『小右記』にみる摂関期近衛府の政務運営」(笹山晴生先生選暦記念会編『日本律令制論集 下巻』吉川弘文館、1993収)を参照。
- ・随身、庁頭、年預の項については、近衛府官人が兼帯する職務の有無について示した。

佛教大学大学院紀要
文学研究科篇
第四十六号(二
一八年三月)

弘仁4年(813)	弘仁元年(836)	弘仁年間		大同4年(809)	ントランC十(888)	十回 中 年 ( 80 6 )	延暦16年(797)	延暦14年(795)		延暦10年(791)	延暦8年(789)	延暦7年(788)	延暦6年(787)	<b>延屑4十(783)</b>	元 展 / 年 / 70 E )	延暦3年(784)	宝亀10年(779)	宝亀2年(771)	神護景雲3年(769)	神護景雲2年(768)	神護景雲元年(767)	/ - 1T™ZZ T (100)	天 <b>亚</b> 油雜2年(766)	和暦(西暦)
	紀清成(一)						_						の期間では左・右の区別	│ 大同2年(807)に「左近衛							<u> </u>			左近衛将監
	在:(『紀略』弘仁1・9・11)												の期間では左・右の区別はない。便宜上「左右不詳」の項目にまとめて記載した。	府」・「右近衛府」が成立するまでは「シ										備考·出典
			朝野鹿取[一]	良岑安世[徙五位下]										91										右近衛将監
任:11月左衛門大尉より右近将監に 遷任し、同月還昇。翌年蔵人。弘仁6年 叙爵、左衛門佐に遷任。(『公卿』天長 10)			任:左少史より右近将監に遷任する。 翌年蔵人。(『公卿』天長10)	任:4月、左衛士大尉より右近将監に選任する。6月叙爵、同月右近衛権少将に転任。(『公卿』弘仁7)										ため、天平神護元年(765)~大同元年(806)										備考•出典
Ver III.A		甘南備高直(一)	0	4011	紀百継(従五位下)	%入鹿(一)	三諸綿麻呂(従五位下)	住吉綱主(従五位上)	出雲祖人(正六位下)	池原綱主[従五位下]	池原綱主[外従五位下]	入間広成(外従五位下)	坂上田村麻呂(従五位下) 在:	) 筑紫広嶋(外従五位下)		筑紫広嶋(外徙五位下)	吉弥候横刀[外徙五位下] 任:	紀船守(従五位下)	紀船守[従五位下]	弓削御浄広方〔従五位下〕	吉備泉〔従五位下〕	和気清麻呂[徙五位下]	賀茂諸雄(従五位下)	左右不詳
		任:弘仁の初めに遷任。(「続後紀』承 和3・4・18)			在:越後介。(「後紀」大同1・1・28)	在:(「紀略」大同1・3・17)	任:(『後紀』延暦16•10•27)	在:従五位下→従五位上。延暦20卒、 近衛・将曹・将監を歴任。(『紀略』、『類 国』延暦14・10・28)	在:宿禰の姓を賜う。(『続紀』延暦10• 9•19)	在:兼常陸大掾。(『続紀』延暦10・1・ 22)/同延暦10・4・5、住吉朝臣の姓を賜 う。	在:兼下総大掾。(『続紀』延暦8・2・5)	任:もと物部姓。(『続紀』延暦7•2•14)	] 在:兼内匠助。(『続紀』延暦6・3・22)	在:(『続紀』延暦4・2・2)	任:(『続紀』延暦4•10•8)		]  任:(『続紀』宝亀10•9•4)	在:兼但馬介。(『続紀』宝亀2・③・朔)	在:兼紀伊介。(『続紀』神護景雲3·3· 10)	弓削御浄広方 $\{$ 徙五位下 $\}$ $\{11\}$	在:兼大学員外助。(『統紀』神護景雲  1・2・27)	任:神護の初め、将監に遷任。(『後紀』 延暦18・2・21)	在:兼伊勢員外介。(『続紀』天平神護 2·3·26)	備考・出典

弘仁5年(814)	住吉豊継(従七位下)	在:(『後紀』弘仁5•1•8)			
31 /- 7 仕 (016)	滋野貞雄[一]	在:兼掃部助。天長4年従五位下。(「三 代」貞観1・12・22)	興世書主[一]	任:弘仁7・2に将監に遷任。(『文徳』嘉 祥3・11・6)	
541一/平(816)	文室秋津[徙五位下]	任:右馬助より左近将監に遷任する。 翌年甲斐守。(『公卿』天長7)			
天長年間	藤原春津(一)	任:天長の初め将監に任ず。(『三代』  貞観1・7・13)/翌年叙爵。			
天長元年(824)		- 1	藤原岳守(一)	任:(『文徳』仁寿1・9・26)	
天長10年(833)			藤原富士麻呂[一]	任:権将監。(『続後紀』嘉承3•2•16)	
承和年間			紀有常(一)	在:兼近江権少掾。(『三代』元慶1·1· 23)	
承和2年(835)	伊吉豊宗(一)	在:(『続後紀』承和2•9•13)			
承和8年(841)			在原業平[一]	任:承和14年、蔵人に任ず。嘉祥年間、 叙爵。貞観5年左兵衛佐に任ず。(「歌 仙」)	
承和12年(845)	在原業平[一]	任:右近将監より転任か。嘉祥2年叙 爵。貞観4年左兵衛権佐に任ず。(「古 今』)			
嘉祥3年(850)	紀有常(一)	任: 左兵衛大尉・蔵人より左近将監に 任ず。同年、兼近江権少掾。仁寿元年叙 爵、左馬助に任ず。(『古今』)	藤原良尚[一]	任:権将監。(『三代』元慶1・3・10)	
仁寿年間	坂上瀧守[一]	任:仁寿の初め、将監に転ず。(『三代』 元慶5・11・9)			
			藤原大津(正五位下)	任:兼備前守。(『文徳』斉衡1・10・9)	
斉衡元年(854)			藤原山陰〔徙五位下〕	在:権将監。叙爵。(『三代』天安2•11• 7)	
			文室道世(従五位下)	在:叙爵。(『文徳』斉衡1・8・17)	
天安2年(858)			小野春風〔一〕	任:右衛門少尉より右近将監に任ず。 貞観6年武蔵介に任ず。(『古今』)	
古館中午(05.0)	神門氏成(外従五位下)	在:叙外従五位下。(『三代』貞観1・11・ 19)	多自然麻呂[外従五位下]	) 在:叙外従五位下。(『三代』貞観1·11· 19)	
<b>東影7十(039)</b>			紀正守(従五位下)	在:叙爵。兼美作権大掾。(『三代』貞観 1•11•19)	
貞観2年(860)			肩野道主[外従五位下]	在:叙外従五位下。兼土佐権掾。(『三 代』貞観2•11•16)	
	安倍比高(従五位下)	在: 叙爵(『三代』貞観4・1・7)	紀継則(従五位下)	在: 叙爵。(『三代』貞観4•1•7)	
貞観4年(862)			藤原高藤(一)	任:貞観7年蔵人。翌年兼美濃権大掾。 貞観10年叙曆、翌年播磨権介。(『公卿』 寛平6)	
貞観5年(863)	橘弟房〔従五位下〕	在:叙爵。(『三代』貞観5・1・7)	金刺貞長(正六位上)	在:大朝臣の姓を賜う。(『三代』貞観 5•9•5)	
貞観6年(864)	安倍三寅[従五位下]	在:叙爵(『三代』貞観6•1•7)	布勢冬雄[従五位下]	在:叙爵。(『三代』貞観6・1・7)	
占细0年(000)	藤原房雄〔従五位下〕	在:叙爵。(『三代』貞観8・1・7、10・25)	(14年年) 田利田(14日子)	在:同日、正七位下→外従五位下。 (「三代」貞観8·1·7)	
果6十(000)	藤原有実[一]	任:翌年正月、蔵人。2月兼讃岐権掾。 貞観10年、兵部少輔。(『公卿』元慶6)			

佛教大学大学院紀要
文学研究科篇
第四十六号(二
0
(二〇一八年三月)

寛平8年(896)	實平6年(894)	實平2年(890)		仁和3年(887)		仁和2年(886)		元慶8年(884)		元慶7年(883)	元慶6年(882)		元慶3年(879)		元阕元十(077)		貞観15年(873)	貞観14年(872)	其第二十(003)	<b>占指111</b> (000)	貞賦10牛(000)	占細10年(262)		貞観9年(867)		
	藤原恒佐(一)	良岑衆樹[一]		壬生益成(外従五位下)	藤原有命(従五位下)	藤原是蔭(従五位下)	藤原連並[従五位下]	紀益国(従五位下)	大蔵広勝(外従五位下)	大部氏良[外徙五位下]			浅井筑紫雄[外従五位下]	在原載春[従五位下]	藤原茂蔭[従五位下]	下毛野給[従五位下]		丹波嗣茂〔従六位上〕	伴安雄(従五位下)	丹波嗣茂[外従五位下]	藤原有実(従五位下)	丹波嗣茂(正六位上)	藤原(名不詳)[従五位]	道嶋村嶋[外従五位下]	藤原房雄(従五位下)	平正範[従五位下]
在ヵ:「素性或阿闍梨。俗官左近将監」。(『古今』)	任:兼蔵人か。翌年叙爵。寛平10年信 濃権介、昌泰元年右馬助。(『公卿』延喜 15)	任:左馬権大允より左近将監に遷任 する。寛平7年兼春宮主馬首。以降、播 磨少椽、越前大椽などを兼任し、寛平9 年蔵人、右兵衛佐。(『公卿』延喜17)		在:叙外従五位下。兼播磨権少掾。(『三代』仁和3・1・7)	在:叙爵。(「三代」(仁和3・1・7)	在:叙爵。(『三代』仁和2・1・7)	在:叙爵。(『三代』元慶8・2・22)/同8・ 3・9、左馬助。	在:叙爵。(「三代』元慶8・11・25)	在: 級外従五位下。(『三代』元慶8•2• 22)/同8•3•9、出雲權介。	;在: 級外従五位下。(『三代』元慶7·1· ;7)	在: 級外従五位下。(『三代』元慶6·1· 7)		(『三代』元慶3·1· 7)	在:叙爵(『三代』元慶3•11•25)	在:叙爵。(『三代』元慶1・11・21)	在:叙爵。(『三代』元慶1・1・朔)		在:(『三代』貞観14・8・朔)	在:叙麝。(同上)	:在:叙外従五位下。(『三代』貞観11·1· 7)	在:叙爵。(『三代』貞観10・1・7)	在:(『三代』貞観10・7・9)	[下]¦在:兼讃岐権掾。(『平遺』152)	在: 叙外従五位下。(「三代」貞観9·1·7)	在:兼紀伊守。(『三代』貞観9・1・12)	在:叙爵。(『三代』貞観9・1・7)
			私万福(正六位上)	良岑時実(従五位下)	在原遠噜(正六位上)		山口連松(従五位下)	源忠相(従五位下)	藤原安制(従五位下)	平群春雄[外徙五位下]	御春種実[従五位下]	藤原恒興〔従五位下〕	丹波助麻呂(外従五位下)	武射助守(外従五位下)	良岑晨省[徙五位下]	佐伯是雄継(外従五位下)	櫻井田部豊貞(正六位上) 在:		和薬弟歳(外従五位下)	藤原高藤(従五位下)		藤原高藤(従五位下)				上毛野上長[従五位下]
			在:(『三代』仁和3•7•17)	在:叙爵。兼周防掾。(『三代』仁和3·1· 7)	在:(『略記』仁和3・6・29)		在:叙爵。兼備前掾。(『三代』元慶8· 11·25)	在:叙爵。(『三代』元慶8・11・27)	在:叙爵。(『三代』元慶8・2・22)	在: 級外従五位下。(『三代』元慶7·1· 7)	在:叙爵。(『三代』元慶6・1・7)	在:叙爵。(『三代』元慶3・1・7)	F) 在:級外従五位下。(『三代』元慶3·1· 7)	在: 叙外従五位下。(『三代』元慶3•111• 25)	在:叙爵。兼美濃権少掾。(『三代』元慶 1•11•21)	F) 在: 叙外従五位下。(『三代』元慶1·1· 朔)	<b>Ŀ)</b> ¦在:(『三代』貞観15•12•2)		在:叙外従五位下。(『三代』貞観11·1· 7)	在:兼播磨權介。(『三代』貞観11·2· 16)		在:叙爵。(『三代』貞観10・1・7)				在:叙爵。(『三代』貞観9•1•7)
									壬生益成(一)						1,40											
									任:左近か。仁和2年兼播磨権少掾、同 3年級爵。翌年遠江介に任ず。(『古今』)																	

天慶		天曆		大廠	!	Ž	 州 番	天慶	大魔		大慶		天慶	承平	承平	延長	延長	延長4年	延長	延長	超	延喜		ゥ
天慶5年(951)		天暦4年(950)		天慶9年(946)		(0.0)	<b>末慮8年(945)</b>	天慶7年(944)	天慶5年(942)		天慶4年(941)		天慶元年(938)	承平7年(937)	承平6年(936)	延長7年(929)	延長5年(927)	4年(926)	延長3年(925)	延長2年(924)	延喜9年(908)	延喜6年(906)		寛平9年(897)
藤原元輔(一)	上道守代(一)		藤原中孚[一]		尾張能種[一]	播磨当樹[(六位)]	上道守代(一)	上道守代(一)	藤原中孚[一]	上道守代(一)	藤原元輔[一]	藤原中孚[一]	宇自当用(一)			藤原有相〔一〕	小子利実(一)	小子利実(一)	藤原朝正[一]	藤原朝忠〔一〕	紀淑人(一)	尾張遠望(一)	藤原後蔭[一]	藤原忠房[一]
在:(『世紀』天慶5・4・27)	在:(『世紀』天慶5・4・21)		在:(『世紀』天慶4・9・25)		在:大舎人。(『九暦』天慶9・4・28)	在:(『九曆』天慶8・10・-)	在:(『九曆』天慶8・1・5)	在:(『九曆』天慶7•5•3)	在:(『世紀』天慶5・4・9)	在:(『世紀』天慶5・4・21)	任:右衛門少尉より左近将監に遷任 する。天慶6年蔵人、昇殿、侍従。天暦2 年左兵衛佐。(『公卿』天禄3)	在:(『世紀』天慶4・9・13)	在:(『世紀』天慶1•9•8)			任:左兵衛尉より左近将監に遷任する。翌年蔵人。承平2年近江少掾。(『公卿]天曆9)	在:左近将監か。(『貞信』延長5・4・29)	在:(『吏部』延長4•10•1)	在:(『吏部』延長3・11・20、『要略』巻二 十八年中行事十一月)	任:翌年東宮蔵人に任ず。延長4年東 宮御給により叙爵。同年侍従に任ず。 (『公卿』天暦6、『歌仙』)	任:同年、蔵人。同11年兼備前権大掾。 同13年叙爵。同21年右兵衛佐に任ず。 (『古今』)	在:(『村上』応和3·5·15、『小右』長和 3·5·17)	在:大蔵大丞・蔵人より左近将監に任す。延暮2年叙曆、越中介に任す。翌年左馬助に任じ、同7年左兵衛佐に任ず。 (『古今』)	任:正月左兵衛尉に、7月藏人に、同月左近将艦に任ず。昌家3年兼近江儋據。 左近将艦に任ず。昌家3年兼近江儋據。 延喜元年級曆、翌年備前介に任ず。延 至4年2月、左兵衛尉に任ず。(「中歌、
平安直[一]	建部春則(一)	播磨文仲[一]	三嶋実祥(一)	橘恒平[一]			播磨文仲(一)	平在寛(一)	平安直(一)	蔵垣秋実[一]					山邊衆樹(一)		源俊(一)							
在:(『世紀』天慶5•4•21、『要略』巻二十八年中行事十一月)	在:(『世紀』天慶5•4•11)	在:将曹の誤りか。(『世紀』天慶4•11• 5)	在:(『九暦』天暦4•⑤•2)	任:帯刀長より右近将監に遷任する。  天暦2年播磨権大掾。(『公卿』永観元)	在:(『九暦』天慶9•4•28)		在:御鷹飼。(『吏部』天慶8・1・5)	在:(『九暦』天慶7•5•3)	在:(『吏部』天慶5•4•21、同5•11•29、 『要略』巻二十八年中行事十一月)	在:(『世紀』天慶5・4・28)					在:(『九暦』承平6•7•28)		在:大原野祭使。(『吏部』延長5・2・10)							
			上毛野公■(一)											宇自可有友(一)					源俊[一]		友高尚[一]			
			在:(『九曆』天曆4•7•27)											在:(『九曆』承平7•8•28)					在:(『吏部』延長3・11・20、『要略』巻二  十八年中行事十一月)		在:馬允に遷任する。「是例也」とあり。(『魚魯』別録巻第七「次任衛府者」)			

在・人原野祭使。('小石』 在:大原野祭使の勤によ (「小石』永延2・11・19)
(『小右寬和1・1・18』) 大厦野祭使、(『小右,實和1・2・4)
在:(『小右』永観2・11・17)/「依追捕賞 蒙使宣旨例」に上がる。(『中右』長治1・ 7・9)
(『小右』永観2・10・19)
永観元年正月停任。
大神祭使。(『小右』天元5•4•16)
(『親信』天延1・6・11)
(『親信』天延1・2・10)
(『親信』天禄3・4・7、同3・8・11)
大神祭使。(『紀略』安和2•4•6)
任:右衛門少尉より右近将監に遷する。翌年叙爵。安和3年侍従。天延2 少約言。(『公卿』寛和2)
任:前坊帯刀長。十月、左近将監に任 以、同月、兄能正右近少将に任ずるにより、左近将監に転任。11月級館。天延 より、左近将監に転任。11月級館。天延 22年相機権介に任じ、同3年左馬助に任 ず。(「歌仙」)
「右近将監」。(『紀略』康保2•3•5)
(『村上』 康保2・7・21)
在:(『九曆』天曆7•10•5、『要 四年中行事九月)
在:(『世紀』天慶5・4・28)

寛弘4年(1007)	寛弘3年(1006)		寛弘2年(1005)		寛弘元年(1004)			長保5年(1003)			長保3年(1001)			長保2年(1000)	長保元年(999)		長徳4年(998)			長徳3年(997)	長徳2年(996)	長徳元年(995)	正暦5年(994)	正暦4年(993)			水脈元年(989)		
)   尾張兼時[一]	)     尾張兼時[一]			茨田重方(一)	平有光(一)	, 尾張兼時[一]			茨田重方(一)						尾張兼時[一]		尾張兼時[一]	藤原泰通[正六位上]	(姓不詳)信真(一)	藤原泰通[正六位上]				文屋重職[一]					源為規〔一〕
在:人長。(『権記』寛弘4・2・29)	在:(『権記』寛弘3・8・17)			在:吉田祭使。(『権記』長保6•4•23)	在:(『権記』長保6•1•5)	在:(『御堂』寛弘1・2・5、同1・5・27)			在:(『権記』長保5・4・21)						在:(『世紀』長保1・4・19)/(『権記』同 [1・10・21]		在:(『権記』長徳4・12・17)	在:蔵人。(『蔵人』、『権記』長徳4・1・ 18)	在:(『権記』長徳3・7・30)	在: 蔵人。(『蔵人』、『権記』長徳3・7・  30、11・22、12・13)				在:不参により解任。(『世紀』正暦4• ;7•21)					在:解却す。(『小右』永祚1・6・12)
	菅原為職[一]	平朝親(一)	中臣嘉武(一)		源重頼(一)	中臣嘉武(一)	播磨保信(一)	平朝親(一)	山弘忠(一)	播磨保信(一)	中臣嘉武(一)	源実仲(一)	中臣嘉武(一)	藤原永家[従五位下]		藤原基頼[一]	源雅通(一)	大春日春近[一]				下毛野重行[一]	│ 大春日春近(一)	下毛野重行[一]	藤原昌時(一)	源能信(一)	下毛野重行(一)	源信■(親ヵ)[一]	秦興蔚[一]
	在:(『権記』寛弘3・8・17)	在:吉田祭使。(『小右』寛弘2・4・23)	在:(『小右』寛弘2・1・15、2・20)/権随身。(『小右』同2・10・19)		在:(『権記』長保6•1•5)	在:(『権記』長保6・1・4、『御堂』寛弘1・ 5・27)	在:(『権記』長保5•4•21)	在:大原野祭使。(『権記』長保5•2•7)	在:(『世紀』長保5・4・13)	在:(『権記』長保3・10・19)	在:大原野使。(『権記』長保3・2・1)	在:(「権記」長保3・1・29)	在:(『権記』長保2・7・27)	在:叙爵。(『御堂』、『権記』長保2·2· 11)		在:(『権記』長徳4•12•17)	任:権将監。「以故左大臣男一度所 任」。(『権記』長徳4・12・16)	在:「春延」につくる。(『権記』長徳4• 1•18)/右近将監。(『権記』同5•4•14)				在:御鷹飼。(『小右』長徳1・1・28、同1・2・17)/「播磨大椽正六位上下毛野公重 2・17)/「播磨大椽正六位上下毛野公重 行」(年 不 詳)。(『大 間』第 五『諸 衛 兼 国」)	在:(『世紀』正暦5•4•14)	在:(『小右』正暦4・3・29)	在:解却す。(同上)	在:解却す。(『小右』永祚1・6・12)	在:(『小右』永祚1・4・28)	在:(『小右』永祚1・4・20)	在:大原野近衛府使。(『小右』永祚1· 2·4)
			御春興光[一]										藤原兼貞[一]	秦友正[一]			-31				秦友正[一]								
			在:(『小右』寛弘2・3・20)										在:(同上)	在:(『権記』長保2・4・17)							在:(『小右』長徳2•8•9)								

	長和3年(1014)					長和2年(1013)					74,04,04,04,04,04,04,04,04,04,04,04,04,04	<b>事</b> 和一年(1019)		寛弘8年(1011)		寬弘7年(1010)				寛弘6年(1009)		寬弘5年(1008)
多武文[一]	茨田重方(一)	狛光高(一)	藤原親国[一]	狛光高(一)	茨田ヵ公友[一]	物部武能[一]	茨田重方[一]	藤原親国(一)	多武文[一]						平惟光〔従五位下ヵ〕		茨田重方(一)	茨田重方(一)	多武文[一]	高階資平(一)	尾張兼時[一]	
在:(『小右』長和3・5・16)	在:(『小右』長和3・2・1)	在:(『小右』長和3・4・6)	在:「叙位者也」とあり。(『小右』長和 3・1・7)	在:(『御堂』長和2・9・16)	在:大原野祭使。(『小右』長和2・2・29)	在:大原野祭使。(『小右』長和2・2・5)/ 大日本古記録本では多武吉とするが、 『小右』長和3・5・16、「将曹多武吉」とあ るので誤りか。	在:(『御堂』長和2・8・16)	在:(『御堂』長和2・8・10)	在:(『御堂』長和2・9・16)						在:(『権記』寛弘8・10・16)		在:(『権記』寛弘7•11•19)	在:(『御産』)	在:(『権記』寛弘6•12•29)	在:(「権記』寛弘6・2・4)	在:(『御堂』寛弘6•11•22、12•4)/(『御  産』)	
下毛野公助[一]	高扶宣(一)	播磨保信[一]	藤原親業[正六位上]		高扶宣(一)	播磨保信[一]	藤原親業〔(六位)〕	下毛野公助(一)	藤原ヵ敦親[一]		播磨保信[一]	身人部仲重[一]	源頼清(一)	身人部仲重[一]	藤原親業[一]	曹原為職[一]	菅原輔時(一)					藤原親業[一]
在:寛弘9年に大原野祭使を度奉仕す ることあり。(『小右」長和3・2・3)/長和 3・4・8、大原野祭使を奉仕す。	在:大原野祭使、1度奉仕することあり。また去年冬、吉田祭使奉仕する。 (「小右」長和3・2・3)	在: (『小右』長和3・1・14)/大原野祭使をすでに2度奉仕するも、替としてこの年も大原野祭使を奉仕する。(『小右』同3・2・3)	在:蔵人に任ず。(『小右』長和3・1・10、 『蔵人』)/大原野祭使をすでに2度奉仕 す。(『小右』同3・2・3)		在:平致道の代官として大神祭使を  動む。(『小右』長和2・3・25)	在:(『世紀』長和2・5・4、『御堂』長和2・ 9・16)/御馬騎(『小右』長和2・1・6)/以 後、近衛府蓄務に従事することが散見 される。	在:殿上。(『世紀』、『小右』長和2・4・ 23、『御堂』同2・8・10)	在:(『小右』長和2・9・16)	在:(『世紀』長和2・4・23)		在:(『御堂』長和1・11・17)/年預に任  ず。(『小右』同1・8・27)	在:藤原兼任の代として吉田祭使を 勤む。(『小右』長和1・4・27)/同1・5・3。/ 久しく年預を勤む。この年死去。(『小 右』長和2・5・4)	在:元の如く昇殿を許す。(「権記』寛  弘8•12•25)	在:(『小右』寛弘8・9・16、『権記』寛弘  8・10・19)	在:(『御堂』寛弘8・4・13、『小右』同8・ 8・11)	在:参河守菅原為理死去および成功 第一により参河守に任ず。(『御堂』寛 弘7・3・30)	在:(『御堂』寛弘7・7・27)					在:雑色、蔵人。(『御堂』寛弘5・1・11)
			菅原輔時(一)			藤原頼行[一]	下毛野公助(一)	藤原兼任[従五位下]	平致道(一)	下毛野公助(一)	源重季[一]	藤原兼任[一]										凡河内有宗(一)
			在:(『小右』長和3・2・3)			在:19日殺害される。(『小右』長和2・ 1・20)	在:(『小右』長和2・1・6)/南海道相撲 使。(『小右』同2・7・21)	在:巡爵。(『小右』長和2・1・6)	在:大神祭使を辞す。(『小右』長和2・  3・25、『世紀』長和2・4・1)	在:(『小右』長和1・8・27)	在:(『小右』長和1・4・29)	在:(『小右』長和1・4・27)										在:権随身。(『小右』寛弘5•12•28)

万寿元年(1024)					治安3年(1023)		治安2年(1022)	/4 久/2十/1921/	· 公中年(1091)	寬仁4年(1020)		萬仁3年(1019)	}	寛仁2年(1018)				寬仁元年(1017)			長和5年(1016)			村 (1013)	三年0.4年(1015)		
(姓不詳)吉信[一]	狛光高(一)	茨田重方[(五位か)]	(姓不詳)吉信[一]	茨田重方[(五位)]	(姓不詳)吉真[一]	狛光高(一)	茨田重方(一)		狛光高(一)	茨田重方(一)	狛光高(一)	茨田重方(一)	藤原光任[一]		狛光高(一)	物部武能(一)	茨田重方(一)	狛光高(一)	多武文[一]		物部武能[一]	多武文[一]				茨田重方[一]	物部武能力[一]
在:「良信」につくる。(『小右』万寿1・ 9・19)	在:(『小右』万寿1・6・26)	在:山城介。(『小右』万寿1・4・17)	在:(『小右』治安3•7•27)	在:(『小右』治安3・4・17)	在:(『小右』治安3・4・17)/『小右』に勝 良真散見。同一人物か。ただし勝良真 は府生。	在:(『小右』治安3・1・7)	在:(『小右』治安2•5•26)		在:上薦。(『小右』治安1・3・29)	在:人長。(『左経』寛仁4・9・24)	在:(『小右』寬仁3・7・25)	在:大原野祭使。(『小右』寛仁3•2•2)/ 「称老屈」。(『小右』同3•2•3)	在:将監か。(『左経』寛仁3・11・23)		在:(「小右」寬仁2・3・24)	在:(『御堂』寛仁1・1・18)	在:(『御堂』寛仁1・4・3)	在:(『左経』寛仁1・10・5)	在:76歲。(『左経』寬仁1・9・22,23、『小 右』同1・9・22、『御堂』同1・9・23)		在:「武吉」につくる。或いは多武吉 ;か。(「小右」長和5・3・8)	在:(『小右』長和5・1・25)				在:(『御堂』長和4•7•4)/茨田弘近父。 (『小右』同4•7•5)	在:大日本古記録本は多武吉と推定 するが同日条に「将曹多武吉」とあり。 (「小右」長和3・5・16、11・15)
	藤原ヵ国行(一)	高扶宣(一)				高扶宣(一)	高扶宣(一)	高扶宣(一)	源ヵ清親[(六位)]	高扶宣(一)		高扶宣(一)	六人部保春[一]	高扶宣(一)	六人部保春[一]		高扶宣(一)	六人部保春[一]	下毛野助宣(一)	高扶宣(一)	藤原良任(一)	下毛野公助(一)	六人部保春[一]	下毛野公助[一]	高扶宣(一)	播磨保信(一)	藤原頼行[一]
	在:「地下将監」。(「小右』万寿1•7•29)	在:(『小右』万寿1・9・19)				在:(『小右』治安3・1・19)	在:(『小右』治安2•5•26)	在:(『小右』治安1・10・5)	在:(『小右』治安1•7•26)	在:(『小右』寛仁4•10•4)		在:(『小右』寛仁3・2・11)	在:畿内·紀伊相撲使。(『小右』寬仁3· 1·19)	在:(『小右』寛仁2•5•8)/大原野祭使 (『小右』同2•11•13)	在:(『小右』寬仁2・4・24)		在:(『小右』寛仁1・9・22)	在:(『小右』寛仁1·8·23、『左経』同1· 12·5)	在:(『左経』寛仁1・9・22、『御堂』同1・ 9・23)	在:(『小右』長和5・3・2)	在:殿上雑色。(「小右」長和5•2•8)	在:(『小右』長和5•2•2)	任ヵ:身人部保春と同一人物か。(『小  右』長和4・8・26)	在:年預に任ず。(『小右』長和4•6•11)	在:(同上)	在:(『小右』長和4・5・2)/『小右』同4・ 5・20、61歳で死去。	在:(『小右』長和3•12•25)
		源惟頼[一]			藤原ヵ忠節[一]	藤原為資(一)							藤原国永[一]	藤原ヵ為賢[一]	藤原ヵ致輔(一)				藤原ヵ致輔[一]			(姓不詳)貞任[一]			藤原頼行(一)	藤原(名不詳)[一]	
		在:(『小右』万寿1・11・15)			在:(『小右』治安3・11・18)	在:(『小右』治安3・8・11)							在:(『小右』寛仁3・1・23)/藤原実資の 申請により将監に任じらるか。(『小 右』長元4・1・21)	在:(『小右』寛仁2・10・25)	在:(『小右』寛仁2・10・24)				在:(「小右」寛仁1・7・4)			在:(『小右』長和5・2・2)			在:(『小右』長和4・11・14)	任 ヵ:「内舎人藤原 可請将監。」。 (「小右」長和4・8・26)	

佛教大学大学院紀要	
文学研究科篇	
第四十六号(二〇	
(二〇一八年三月)	

_			9。("人国]第八、刃」)		
			任:「功」(不詳)により左近将監に任		寛徳元年(1044)
			在:大原野祭使。(春記『長久2・2・12』)	秦延命[一]	長久2年(1041)
8)/すでに死	在:(『春記』長久1・9・28) 去。(『春記』永承3・5・7)	多政方[一]	在:人長。(『春記』長久1・9・28)	高扶宣(一)	長久元年(1040)
(8)	在:(『春記』長久1・4・12)	下毛野公近[一]	在:(『春記』長久1・6・8)	源高房(一)	1
使。(『春記』長暦3・⑫・	在: 御馬交易使。(『春  23)	下毛野公忠[一]			
[4)	在:(『春記』長暦3・⑩・14)	多政方[一]			長暦3年(1039)
20)	在:(『春記』長暦3•11•20)	下毛野公近(一)	在:(『春記』長暦3・12・27)	高扶宣(一)	
(『春記』長暦2・10・8)	: 御馬交易使。	下毛野公忠(一)	在:(「春記』長暦3・1・6)	源ヵ経光(一)	長暦2年(1038)
[•8•11]	在:人長。(『行親』長曆1・8・11)	(姓不詳)持宣[一]			長曆元年(1037)
			在:「正近」につくる。(『平遺』550)	秦正親(一)	長元8年(1035)
7•11•23)	在:人長。(『左経』長元7・11・23)	(姓不詳)高信[一]			長元7年(1034)
					長元5年(1032)
			在:(『小右』長元4・1・17)	(姓不詳)吉真[一]	
			在:(「左経』長元4・6・27)	藤原光任(一)	
より内舎人よ 長元4・1・21、1・	任:藤原実資の申請により内舎人 り将監に任ず。(『小右』長元4・1・21、 25、2・17)	高階為時(正六位上)	在:(『左経』長元4・4・24)	秦正親(一)	長元4年(1031)
小右』長元4・	在:権随身に任ず。(『小右』長元4·1· 1)	高扶宣[一]	在:(『左経』長元4•10•22)	狛光高(従五位)	
1,26)	在:(『左経』長元4・4・24、26)	下毛野助宣(一)	故:孫に安行。(『左経』長元4・⑩・24)	尾張兼時[一]	
	在:(同上)	紀ヵ延行(一)			1×200+(1000)
<i>b</i> )	在:(『小右』長元3•5•2ヵ)	高扶宣(一)	在:(『小右』逸文 長元3・8・21)	狛光高(一)	馬宁3年(1030)
25)	在:(『小右』長元2・②・25)	高扶宣(一)			長元2年(1029)
	在:(『小右』長元1・9・3)	高扶宣[一]	任:吉田祭使を勤仕せんがため兵庫 允より左近将監に任ず。(『小右』長元 1・11・17)	曹原忠時[一]	長元元年(1028)
	在:(『小右』万寿4・3・6)	文室為義[一]			
』万寿4•1•25、	在:蔵人。19歳。(『小右』万寿4・1・25、 『蔵人』)	源経成[正六位上]	在:(『小右』万寿4・7・26)	(姓不詳)吉信[一]	万寿4年(1027)
N右』万寿4•1•	在:藤原実資随身。(『小右』万寿4·1· 3)	高扶宣[一]	在:(『小右』万寿4•5•3)	泊光高(一)	
))	在:(『小右』万寿3•7•30)	高扶宣(一)	在:(「左経』万寿3・11・28)	(姓不詳)吉真[一]	万寿3年(1026)
					73年(1023)
	在:(『小右』万寿2•2•4)	高扶宣(一)			丁丰o年/1005)
			在:(『小右』万寿1・12・28)	(姓不詳)吉真[一]	
			Helica		

_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

佛教大学大学院紀要
~
文学研究科篇
堂
7
忇
空
ノロ
科
笞
第
ш
Ľ,
+
六
$\Box$
勺
$\subseteq$
_
$\cap$
$\sim$
_
Л
仁
+
$\equiv$
第四十六号(二〇一八年三月)

承徳元年(1097)	嘉保2年(1095) 永長元年(1096)							嘉保元年(1094)			寬治7年(1093)	寬治6年(1092)		寬治5年(1091)		寬治4年(1090)					
狛光季(従五位下か)	下毛野敦季(一)	安倍信貞(一)	上村主経遠[一]	藤原高基(従五位下)				狛光季(従五位下か)	高階仲兼(従五位下)	狛光季(従五位下か)	下毛野敦季[一]	高階仲兼(正六位上)			狛光季(従五位下か)	狛光季(従五位下か)	源有政(正六位上)	平季定[一]	泊光季(一)	平季定[一]	狛光季[一]
在:「光末」につくる。(『中右』承徳1・ 3・28) / (『時範』同1・10・17)	故:子息近季陸奥国より上洛の時、死 去。(『中右』承徳1・①・28)	任:同上。(同上)	任:除目において、内舎人より左近将 監に任ず。(『中右』永長1・1・23)	在:叙爵。(『中右』永長1・1・5)				在:(『中右』嘉保2・1・16)	在:叙爵。藏人。(『中右』嘉保2・1・7)	在:(『江逸』嘉保1・4・14)/(『中右』同 1・5・2)	任:除目において左近将曹より左近 将離に任ず。(『中右」嘉保1-3-28)   大 将離に任ず。(『中右」第(『中右」同 3-28)   院」。厚季」につくる。(『江逸』 同1-4-14)   在:(『江逸」嘉保1-4-14) / (『中右」同 1-5-2)				在:(「節通」覧治7・3・3)/(『中右』同7・ 3・20)/春日社御幸において勧賞を蒙 る。「光季堪能之者。年七十」。(『江逸』  同7・3・20)	在:御堂供養において賞有り。栄爵。 (「飾通』寛治6・1・19)/(『中右』同6・7・ 30)	在:蔵人。もと典薬助。(『中右』寛治6・ 2・17、『蔵人』)	在:「季言」とあるは誤りか。(『江逸』 寛治5・1・16)	在:(『中右』寬治5・1・13)	在:(『江逸』寛治4•11•4)	在:(『中右』寛治4•1•3)
		藤原季安[一]	小野行長[一]	大中臣頼長(従五位下)	大中臣行季(一)	藤原ヵ道経(一)	藤原季安[一]	下毛野敦季[一]	多資忠(一)	多資忠[一]	大中臣行季[一]	高階基実[従五位下]	高階基実[(六位)]	多資忠[一]	藤原季安[(六位)]		高基実[一]				
在:「佐忠」につくる。多時方父。(『中右』承徳1・3・28)/(『時範』同1・10・17)		在:判官代。(『中右』永長1・2・23)	任:除目において、内舎人より右近将 監に任ず。(『中右』永長1・1・23)	在:叙爵。(『中右』永長1・1・5)	在:(同上)	在:(『中右』嘉保2・7・30)	在ヵ:「右近判官代」。(『中右』嘉保2• 5•27)	在:(『中右』嘉保2・4・19)	在:(『中右』嘉保2・2・27)	在:(『江逸』嘉保1・4・14)/「佐忠」につ くる。(『中右』同1・5・4)	在:(『中右』嘉保1・10・30)	在:府奏により叙願。一院判官代。(『中右』嘉保1・1・13)	在:判官代。(『中右』寛治7・3・20)	在:「助忠」につくる。採桑老を舞う。 大日本古記録本では下毛野助忠とす る。(「鮪通」覧治で1・3) / [「江逸」同で る。(「鮪通」覧治で1・3) / [「江逸」同で 3・20) / 助忠」につくる。(「中右」同で 12・15)	在:判官代。(『中右』寬治7・3・20)/一院判官代。(『中右』同7・10・3)/「為院蔵 院判官代。(『中右』同7・10・3)/「為院蔵 入任左近将監」。年不詳。(『魚魯』別録 「巻第七「次任衛府者」)		在: (肥前権守ヵ)判官代。(『中右』寛 治6・4・30)				
				多資忠[一]											源惟清〔(五位)〕				多資忠[一]		多資忠[一]
				在ヵ:(『中右』永長1・3・23)											在:吉田祭使を辞す。(『師通』覧治7・ 4・17) /「左近大夫」。(『中右』同7・8・15)				在:「助忠」につくる。「蕪利」を舞う。 (『飾通』寛治5・3・27)/(『中右』同5・7・ 29)		任:将監に転任する。(『中右』寛治4• [1•3]

天仁2年(1109)	天仁元年(1108)		38/3/4-7-(-10/)	<b>喜 み</b> 9 年 (1107)		嘉承元年(1106)		長治2年(1105)	長治元年(1104)		康和5年(1103)		康和4年(1102)	康和元年(1099)					<b>科第3</b> 计(1000)
	狛光季[(五位)]	豊原時元(一)	藤原長隆[正六位上]	狛光季((五位))	中原季行(正六位上)	狛光季((五位))	橘資康[一]	狛光季[(五位)]	狛光季〔(五位)〕		狛光季〔(五位)〕	高階仲兼[(五位)]	狛光季〔(五位)〕	大江重忠[一]	高階仲章〔従五位下〕	藤原ヵ宗実[(五位)]			
	在:(「江記』天仁1・11・21)/大夫将監。 「舞伝数代、躰法絶妙」。(「中右』同1・ 12・19)	在:(『中右』天仁1・4・16)	任:蔵人、一﨟。坊官除目において左 近将監に任ず。(『中右』嘉承2・10・22)	在:(「長秋』嘉承2・1・3、「殿曆」同2・3・ 3)/大夫将監。(「中右』同2・12・1)	任:外記奏により左近将監に任ず。 (『大間』第七「諸司奏」)	在:左近大夫将監。一階を賜う。(『中 右』、『栄昌』嘉承1・12・17)	在:(『栄昌』嘉承1・12・16)	在:(『中右』、『江逸』長治2•1•5)	在:「光末」につくる。左近大夫。(『中 右』長治1・1・3)		在:胡飲溜および採桑老について語る。大夫将監。(『中右』康和5・12・20)/ 興福寺供養において一階を賜う。(『殿 「暦』同5・7・25)	在左近大夫。: (『中右』康和5・1・1、『殿曆』司5・6・15)	在:上薦。(「中右」康和4-1-2)/舞師。 (「中右」同2・3・9)/大夫将監。(「中右」 同4・7・15)/散手賞により一階を賜る。 (「中右」同4・7・21)	在:府奏により内舎人より左近将監 に任ず。(『世紀』康和1・11・23)	在:白河上皇より叙爵すべき旨あり。 (『世紀』、『師通』康和1・1・6)	在:左近大夫。(『中右』承徳2・11・13)	在:(『中右』承徳2・10・10)		
秦兼方[一]		秦兼方(一)	高階泰兼[正六位上]	藤原清隆(正六位上)			紀経則(一)			源詮俊(一)	高階雅章(従五位下)	紀盛経〔従五位下〕	高階宗章〔従五位下〕	藤原盛経[正六位上]	小野行長(従五位下)	惟宗順貞[正六位上]	多資忠[一]		
在:「府者」。(『殿曆』天仁2・8・2)		在:(『殿曆』天仁1・11・18)	任:蔵人。小餘目において右近将監に  任す。(「殿曆」、『中右』嘉承2・11・25)	在:蔵人。(「中右』、「栄昌」嘉承2·5· 23、「蔵人」)			在:(『栄昌』嘉承1・12・16)			任:祭除目において右近将監に任ず。  (『中右』康和5・4・8)	任:蔵人。紀盛経叙願の替により右近 将監に任ぎ。雄章」につくる。(「中右」 康和5-4-8 [世紀] 同5-6-9) 叙解。(「世紀」同5-6-9)	在:府奏により叙爵宜旨あり。祭除目	在:蔵人。叙曆。(『中右』) 康和4・2・2	任:左大将藤原忠実の請により内舎 人より将監に任す。(『世紀」康和1・1・ 23)/右大将獅雅実の大将請により、内 舎 人藤原盛第の任将監を望む。(『大 間』第六「請」)	在:(『世紀』康和1・1・6)	任ヵ:「以私物造進本府檜皮葺之倉―   宇功」および瀬道任栄闘譽により内舎   人より将監転任を申す。(「魚魯」巻第   二「府官」、「諸司奏」)	在:(『中右』承徳2・10・20)/康和2年、 子育方とともに殺害される。「採桑老 并相飲酒・神楽絶了」。(『延暦』康和2・ 6・15)		